八　次に掲げるエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第八項第三号及び第四号に規定する特定設備

イ　洗浄設備（特定物質、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを使用しないもの（ＨＦＣ（ハイドロフルオロカーボン）又はＰＦＣ（パーフルオロカーボン）を使用するものにあっては、密閉型の設備又は回収装置を有するものに限る。）に限り、乾燥装置又は排水処理装置を同時に設置する場合は、それを含む。）

ロ　回収再利用設備

ハ　古紙パルプを成形する方法により古紙を原材料とする容器又は包装材料を製造するために必要な設備（離解装置、除じん装置、脱墨装置、漂白装置、洗浄装置、成形装置、乾燥装置及びプレス機に限る。）

九　次に掲げる新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第九条第二項に規定する認定利用計画に従って設置する設備

新エネルギー利用設備（新エネルギー利用等の種類が、太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電、廃棄物熱利用又は廃棄物燃料製造に該当するものに限る。）

別表第二

一　賦払割賦料は、次の式により得た額を基準として行うものとすること。

割賦に係る設備の購入価格（第一条第一項第六号により第一条第一項第六号に定める額を超える部分を前納させる場合は、その前納させる額を控除した額）÷賦払回数＋割賦販売に係る設備の購入価格の未済賦払相当額×割賦損料の料率×一賦払期間の月数÷12

二　割賦損料の料率は、一年につき三・〇パーセント以内において、貸与機関の設備貸与の業務に必要な費用を償うため、市中の金利等を勘案して、都道府県知事が適当と認める率（以下「基準割賦損料率」という。）を基準として定めることとし、その率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

三　割賦損料の料率は、都道府県知事が適当と認める場合には、賦払期間及び割賦販売を受ける者の財務内容等を参酌して、割賦販売契約ごとに変更することができるものとすること。

四　月額リース料の算定は、次の式一により得た額を基準として行うものとする。

（式一）

リースに係る設備の購入価格×リース期間ごとに定めた月額リース料率

この場合における「リース期間ごとに定めた月額リース料率」は、基準割賦損料率をリース期間（三年、四年、五年、六年又は七年）ごとに式二に算入して得た数値とし、月額リース料率の変更時期は基準割賦損料率の変更時とすること。

（式二）

（リース設備購入価格＋設備購入資金借入れに要する利息＋リース期間中の固定資産税＋リース期間中の損害保険料＋リース設備購入価格×（基準割賦損料率－設備購入資金借入利率÷2）＋保証金相当額の運用利息）÷（リース設備購入価格×リース期間（月数））

五　月額リース料率は、都道府県知事が適当と認める場合にはリース期間及びリース契約を受ける者の財務内容等を参酌して、リース契約ごとに変更することができるものとすること。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第六十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表百七十三の項中「Ｔ〇九九三―一　Ｔ六〇〇一」を「Ｔ六五三一」に改め、同表四百二十九の項中「１　単回使用手術用パンチ」を「１　単回使用手術用パンチ　２　大動脈手術用パンチ」に改め、同表七百六十三の項中「延長チューブで、一回の使用で捨てるもの」を「単回使用の延長チューブ」に改め、同表に次のように加える。

七百八十一	１　皮膚赤外線体温計	Ｔ〇六〇一―一	体表面上の皮膚の体温を測定するために用いること。
七百八十二	１　ベクトル心電計	Ｔ〇六〇一―一	ベクトル心電図の記録又は計測を行い、心臓疾患の診断に用いること。
七百八十三	１　超音波診断装置付心電計	Ｔ〇六〇一―一	四肢誘導及び胸部誘導を含む最低十二誘導の心電図検査を行うこと又は超音波を用いて体内の形状、性状若しくは動態を可視化し、画像情報を診断のために提供すること。
七百八十四	１　呼吸数モニタ	Ｔ〇六〇一―一	呼吸数の測定（呼吸気量を併せて測定する場合を含む。）を行い、連続的な表示及び記録に用いること。
七百八十五	１　Ｘ線ＣＴ診断装置キセノンガス管理システム	Ｔ〇六〇一―一	非放射性キセノン脳血流動態検査に用いること。
七百八十六	１　核医学診断用キセノンガス管理システム	Ｔ〇六〇一―一	局所脳血流や局所肺換気機能の検査のために用いること。
七百八十七	１　眼球運動検査装置	Ｔ〇六〇一―一	眼球運動刺激及び眼球位置を検出する装置であり、めまい、内耳機能、平衡機能検査等に用いること。
七百八十八	１　局所麻酔用神経刺激装置	Ｔ〇六〇一―一	局所麻酔を行う際に麻酔針の挿入位置を決めるために用いること。
七百八十九	１　単回使用神経ロケータ	Ｔ〇六〇一―一	外科手術における運動神経の識別若しくは位置確認又は筋肉反応検査に用いること。
七百九十	１　脊柱湾曲モニタ	Ｔ〇六〇一―一	脊柱の形状及び可動性の評価又は測定に用いること。
七百九十一	１　気管切開カニューレ	Ｔ〇九九三―一	外科的に気道確保を行う際に用いること。
七百九十二	１　シャントバルブプログラマ	Ｔ〇六〇一―一	圧可変式シャントバルブの設定圧を体外から変更するために用いること。